

令和3年外務省令第14号

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」

令和3年12月24日

外務省領事局政策課

1 改正の概要

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」(昭和27年4月1日外務省令第4号)別表第一及び別表第二の表中に定められている手数料の額について、令和4年1月1日以降にベネズエラにおいて徴収する手数料の額を改訂し、エリトリアの通貨及びエリトリアにおいて徴収する手数料の額を定めた。

2 改正の理由

(1) ベネズエラ

アベネズエラ政府は、本年10月1日にデノミネーションを実施し、同国における通貨が切り下げられた。これを受けて、令和2年12月25日付け財務省告示第308号にて公示された令和3年度出納官吏レート(本邦貨と外国貨の換算レート)が改正され、翌年1月1日から適用される予定である。

イアに伴い、令和3年度出納官吏レートに基づき制定されていた「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」(昭和27年4月1日外務省令第4号)の別表第一及び別表第二の表中に定められているベネズエラにおいて徴収する手数料の額の変更が必要となった。

(2) エリトリア

ア明年1月1日付けで、在エリトリア兼勤駐在官事務所を実館として開設する予定である。

イアに伴い、「領事官の徴収する手数料に関する政令」(昭和27年政令第74号)の定めるところにより、「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」において、エリトリアの通貨及びエリトリアにおいて領事官が徴収する手数料の額を定めることが必要となった。

(了)